

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（7万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり7万円）は、住民税均等割非課税世帯や家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- 申請期限は令和6年5月17日（金）です。※当日消印有効

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

※本給付金は差し押さえされることはありません。

給付金の支給時期

市役所が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

西海市役所から
令和6年1月中旬ごろ
確認書を送付します（要返送）
※一部申請が必要な場合があります

基準日時点で住民登録のある市区町村から
確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和6年5月17日（金）まで

申請時点で住民登録のある市役所に
申請してください。

【申請書配布先】西海市役所福祉課、
各総合支所及び各出張所

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯 基準日：令和5年12月1日

(1) 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から西海市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、1月中旬以降順次、市役所から給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付します。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、市区町村に返信してください。



(2) 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、市役所にご提出ください。



II 収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1 基準日：令和5年12月1日 となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに西海市役所福祉課、各総合支所または各出張所に直接または郵送でご提出ください。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安

単身の場合：96.5万円以下、妻・子(1人)の場合：187.7万円以下

※2 虚偽の申告により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



お問い合わせ

西海市役所福祉課



0959-37-0069

（受付時間 平日 8:30～17:15）